

ふじみ第2デイサービスセンター 利用料金

介護予防通所介護相当サービスの場合(1ヶ月あたり)								令和8年8月1日より適用	
介護度	基本料金 (送迎代・入浴代含)①	サービス提供体制強化加算Ⅰ②	科学的介護推進体制加算③	栄養アセスメント加算④	栄養改善加算⑤	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)⑥ (注1)	地域区分7級地⑦	食材料費 (保険外の負担額)	合 計 1ヶ月に4回、または8回利用した場合
事業対象者(週1回)	1, 798円／月	88円／月	40/月	50円/月	200円/月	219円/月	31円／月		5, 426円(1, 798+88+40+50+219+31+800×4日)
事業対象者(週2回)	3, 621円／月	176円／月				431円/月	59円／月		10, 718円(3, 621+176+40+50+431+59+800×8日)
要支援1(週1回)	1, 798円／月	88円／月				219円/月	31円／月		5, 426円(1, 798+88+40+50+219+31+800×4日)
要支援2(週2回)	3, 621円／月	176円／月				431円/月	59円／月		10, 718円(3, 621+176+40+50+431+59+800×8日)

通所介護 6時間以上～7時間未満の場合(1日あたり)									【帰りの送迎15:40から】			令和8年8月1日より適用	
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算Ⅰ ③	個別機能訓練 加算Ⅰ口④	個別機能訓練 加算Ⅱ⑤	科学的介護 推進体制加算⑥	栄養アセスメント 加算⑦	栄養改善加算⑧	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)⑨ (注2)	地域区分7級地⑩ (注2)	介護保険内の 負担額の合計⑪ (①+②+③+④+⑤+ ⑥+⑦または⑧+ ⑨+⑩)	食材料費 (介護保険外の 負担額)⑫	合 計 (入浴を実施した場合) ⑪+⑫
要介護1	584円	55円 または 40円	22円	76円	20円/月	40円/月	50円/月	200円/月	92円	13円	937円	800円	1, 737円
要介護2	689円								103円	15円	1, 055円		1, 855円
要介護3	796円								115円	16円	1, 175円		1, 975円
要介護4	901円								126円	18円	1, 293円		2, 093円
要介護5	1, 008円								138円	20円	1, 414円		2, 214円

7時間以上～8時間未満の場合(1日あたり)									【帰りの送迎16:40から】			令和8年8月1日より適用	
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算Ⅰ ③	個別機能訓練 加算Ⅰ口④	個別機能訓練 加算Ⅱ⑤	科学的介護 推進体制加算⑥	栄養アセスメント 加算⑦	栄養改善加算⑧	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)⑨ (注2)	地域区分7級地⑩ (注2)	介護保険内の 負担額の合計⑪	食材料費 (介護保険外の 負担額)⑭	合 計 (入浴を実施した場合) ⑬+⑭
要介護1	658円	55円 または 40円	22円	76円	20円/月	40円/月	50円/月	200円/月	100円	14円	1,020円	800円	1,820円
要介護2	777円								113円	16円	1,154円		1,954円
要介護3	900円								126円	18円	1,292円		2,092円
要介護4	1,023円								140円	20円	1,431円		2,231円
要介護5	1,148円								154円	22円	1,572円		2,372円

注1 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び地域区分7級地の金額は、基本料金や加算の変更等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④または⑤)}×(111/1000)】で算定されます。
地域区分7級地⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④または⑤+⑥)}×(14/1000)】で算定されます。

注2 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び特定処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)⑨は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥+⑦}×(111/1000)】で算定されます。
地域区分7級地⑩は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦または⑧+⑨)}×(14/1000)】で算定されます。

◎その他の加算

- ☆入浴加算Ⅰ：利用者の入浴を行った場合(入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関わる研修等を行う)Ⅱ：医師などが利用者の居宅を訪問し浴室における動作及び環境を評価し入浴計画を作成した後、入浴を行った場合
 - ☆中重度者ケア体制加算：45円/日 中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指定通所介護を行った場合デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。
 - ☆科学的介護推進体制加算(40円/月)利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用した場合
 - ☆個別機能訓練加算Ⅰイ(56円/日)・個別機能訓練加算Ⅰロ(76円/日)機能訓練指導員等が個別訓練計画書に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。
 - ☆個別機能訓練加算Ⅱ：(20円/月)Ⅰに加え、個別機能訓練計画などの内容をデータ提出し、フィードバックを受けた場合
 - ☆生活機能向上連携加算：通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをする場合
 - ☆ADL 維持等加算(Ⅰ)：(30円/月)・ADL 維持等加算(Ⅱ)：60円/月)一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超え、その ADL のデーター提出しフィードバック情報を活用した場合
 - ☆認知症加算：60円/日、看護職員と介護職員の配置を従前より十分に行い、更に認知症介護指導者研修等の修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が20%以上の場合(日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定します)
 - ☆若年性認知症利用者受入加算：(60円/日)若年性認知症利用者へサービスを提供した場合※ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。
 - ☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)：(20円/日)①利用開始及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認し、ケアマネジャーに情報を提供した場合②ㄥ栄養状態ㄥ①・②いずれも適合すること
 - ☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)：(5円/日)Ⅰの①又は②に適合した場合
 - ☆栄養改善加算：(3月以内に限り200円/月2回まで)低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に、管理栄養士が低栄養状態の改善等を目的に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。
 - ☆栄養アセスメント加算：(50円/月)管理栄養士を1名配置し利用者ごとに栄養アセスメントを実施、利用者または家族へのその結果を説明し、栄養状態などの情報をデータ提出しフィードバック情報を活用した場合
 - ☆口腔機能向上加算Ⅰ：(3月以内に限り150円/月2回まで)口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に、看護職員等が口腔機能の向上を目的に個別的に口腔清掃の指導若しくは実施をした場合、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をした場合
 - ☆口腔機能向上加算Ⅱ：(3月以内に限り160円/月2回まで)Ⅰの要件に加え、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画などの情報をデーター提出し、フィードバック情報を活用した場合
 - ☆事業所が送迎を行わない場合：基本料金から片道の場合47円を差し引きます。(原則として利用表に計画されている場合に限ります。)事業対象者、要支援1, 2の方も含みます。
 - ☆感染症又は災害の発生を理由とする介護報酬による評価：感染症や災害の影響により利用延人数が減少した場合に基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例があります。
- 上記の、認知症加算・中重度者ケア体制加算、算定要件を満たしてからの算定となります。但し、予防の方は除きます。
- 中重度者ケア体制加算、生活機能向上連携加算、ADL維持加算Ⅰ・Ⅱ、認知症加算、若年性認知症利用者受入加算、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ、口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ、につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。

事業所より重要事項変更について説明を受けました。内容に同意します。

令和 年 月 日	契約者(利用者)	印
代理人		印